

れ も ん 通 信 第6号

令和3(2021)年12月8日

☆中央の動き

○**厚生労働省**:成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)に基づき、成年後見制度利用促進専門家会議が設置され、成年後見制度利用促進に向けて、様々な活動が行われています。今年、地域連携ネットワーク、成年後見制度の運用改善等、福祉・行政と司法の連携強化の各ワーキンググループが結成され、より具体的な施策検討が行われています。今秋になって、福祉と司法との連携強化、後見人報酬のあり様、任意後見制度の利用促進などについて協議されています。

○**認知症電話相談窓口**(厚生労働省の紹介):代表的な所は次の通りです。

☆認知症に関する電話相談(公益社団法人 認知症の人と家族の会)

電話番号0120-294-456(フリーダイヤル) 月～金(祝日除く)10:00～15:00

※携帯電話・PHSの場合は075-811-8418(通話有料)

☆若年性認知症専用コールセンター(認知症介護研究・研修大府センター) ※65歳未満

電話番号:0800-100-2707(フリーダイヤル) 月～金(祝日・年末年始除く)10:00～15:00

☆成年後見制度に関するお知らせ

①成年後見制度申立てに必要な書類(法定後見・任意後見とも) <所管:最高裁判所事務総局家庭局>

○「**診断書**」⇒11月1日(月)、成年後見申立てに必要な医師が書く、**診断書**(A4判裏表)様式が改訂されました。改訂点は、知能検査の欄が詳しくなったり、買い物や金銭に関する項目が増えたりしています。

○「**本人情報シート**」⇒本人を支援しているケアマネジャー・社会福祉士らが作成します。医師は、原則予め提示された「**本人情報シート**」を参考にしながら、**診断書**を作成することになります。

☆認知症に関する活動

①**認知症カフェ**⇒認知症の人が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らしていくよう、心の拠り所、地域の人との交流の場として、「認知症カフェ」が全国各所で開かれています。

河内長野市では「まちかどカフェ」と呼ばれ、「認知症について知りたい」「専門の人に相談したい」「楽しくおしゃべりしたい」「不安や悩みを聞いてほしい」などの声に応える形で、現在10ヶ所設置されています。なお、「まちかどカフェ」や介護保険施設では、認知症パートナーさんが活躍されています。

②**河内長野市認知症パートナー**⇒認知症パートナーは、平成27年度から設けられた河内長野市独自の資格で、市主催の4日間の養成講座を受講した認知症のボランティアの方です。養成講座では、認知症の理解を深め、認知症の人の気持ちを理解した対応方法などについて学びます。

③**河内長野市おれんじチーム**(認知症初期集中支援チーム)⇒<活動報告>支援対象者数は、平成29年度11人、平成30年度14人、令和元年度16人、令和2年度14人となっています。なお、令和2年度の認知症相談件数(3地域包括支援センター)は260人(実人数)となっています。令和3年11月22日(月)には、「おれんじチーム」のチーム員会議が開催されました(原則毎月1回開催されます)。

④**河内長野市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業**⇒認知症高齢者らが日常生活における偶然事故により第三者に対して法律上の損害賠償責任を負う場合等に、保険金の支払いを受けることができる制度です(令和3年8月開始)。市民の保険金負担はなし、補償額は1事故・最大1億円となっています。

◎成年後見や認知症のことなどで、気になることがありましたら、地域連携室迄ご相談下さい。

「れんけいレポート 第74号・令和3(2021)年12月号」より